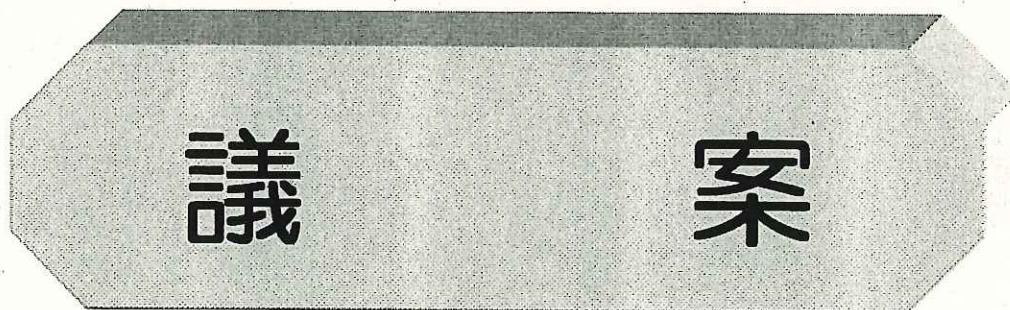


定例教育委員會



議案第30号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について、
次のとおり承認を求める。

平成28年12月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

平成 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

2	坂井市 通学支 援事業 費補助 金	市立幼稚園、別に定 められた小学校及び 中学校の通 園・通学に係 る保護者負 担の格差の 是正及び公 平性の確保 を図ること を目的とし て、公共交通 機関及び保 護者契約に よる委託バ スを利用す る園児、児童 及び生徒の 通園・通学に 要する経費 について補 助金を交付 する。	められた幼 稚園、小 学校及 び中学 校の園 児、児童 及び生 徒の保 護者。た だし、當 該幼稚 園、小学 校及び 中学校 を間接 補助事 業者と する。	公共交通機関 の定期乗車券 の購入又は 委託バスの利 用者負担に要 する経費	次に掲げるとおり とする。 (1) 公共交通機 関を利用する場 合 ア 通学用定期 乗車券の利用 者について は、1月当た り1,600円 (利用者負 担限度額) を 超える額 イ 登下校のう ち片道の利用 者について は、1月当た り800円 (利用者負担 限度額) を超 える額 ウ 同月に兄弟 姉妹が利用す る場合におい て、利用する 第2子の利用 者負担限度額 については、 ア又はイに規	概 算 払
---	-------------------------------	--	---	---	--	-------------

定する利用者負担限度額に0.5を乗じて得た額とし、利用する第3子以降については補助対象経費の全額とする。

(2) 保護者契約による委託バスを利用する場合

ア 小学生については、1月当たり1,600円(利用者負担限度額)を超える額

イ 中学生については、1月当たり2,400円(利用者負担限度額)を超える額

ウ 同月に兄弟姉妹が利用する場合において、利用する第2子の利用者負担限度額については、ア又はイに規定する利用者負担限度額に0.5を乗じて得た額とし、利用する

					第3子以降についでは補助対象経費の全額とする。
--	--	--	--	--	-------------------------

」を

2	坂井市 通学支 援事業 費補助 金	市立幼稚園、別に定 められた小学校及び 中学校の通 園・通学に係 る保護者負 担の格差の 是正及び公 平性の確保 を図ること を目的とし て、公共交通 機関を利用 する園児、兒 童及び生徒 に要する經 費について 補助金を交 付する。	別に定 める幼 稚園、小 学校及 び中学 校の園 児、児童 及び生 徒の保 護者。た だし、當 該幼稚 園、小学 校及び 中学校 を間接 補助事 業者と する。	公共交通機関 の定期乗車券 又は回数券の 購入に要する 経費	次に掲げるとおり とする。 (1) 公共交通機 関を利用する場 合 ア 通学用定期 乗車券の利用 者について は、1月当た り1,600 円(利用者負 担限度額)を 超える額 イ 登下校のう ち片道の利用 者について は、1月当た り800円 (利用者負担 限度額)を超 える額 ウ 同月に兄弟 姉妹が利用す る場合におい て、利用する 第2子の利用 者負担限度額 については、 ア又はイに規 定する利用者 負担限度額に 0.5を乗じ て得た額と
---	-------------------------------	--	--	--	---

					し、利用する第3子以降について補助対象経費の全額とする。
--	--	--	--	--	------------------------------

に改め、同表の3の項の次に次のように加える。」

4	坂井市 通学バ ス運行 支援事 業費補 助金	冬期間にお ける市内小 学校及び中 学校の通学 に係るスク ールバスの 運行につい て、市が運行 するスクー ルバス対象 地区及び対 象地区以外 を含めて、保 護者代表者 が利用者の 拡大を図る ことを目的 に運行事業 者へ通学バ スとして委 託契約する 場合、市が利 用する児童 生徒へ通学 バス運行に 要する経費 について補 助金を交付 する。	小学校及 び中学校 のPTA の保護者 を代表者 とする任 意団体を 補助事業 者とす る。	冬期間に小學 校及び中學校 の通學におい て、市がスку ルバス運行対 象地区に対し て、運行事業者 へ委託契約す る経費	補助事業絏費から次 の各号に掲げる額 を差し引いた額とす る。 (1) 小学生につい ては、1月当たり 1,600円とし て、実際に利用す る月数を乗じた金 額 (2) 中学生につい ては、1月当たり 2,400円とし て、実際に利用す る月数を乗じた金 額 (3) 同月に兄弟姉 妹が利用する場合 において、利用する 第2子の利用料に ついては、ア又はイ に規定する利用料 に0.5を乗じて得 た額に、実際に利用 する月数を乗じた 金額	概 算 払 い
---	---------------------------------------	--	---	---	--	------------------

別表第2の3の項の次に次のように加える。

4	坂井市 通学バ ス運行 支援事 業費補 助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 補助対象者名簿 (4) その他市長が必要と認 める書類	事業完了後速 やかに	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 委託契約書の写し (4) その他市長が必要と 認める書類
---	---------------------------------------	---	---------------	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第8号)新旧対照表

別表第1(第2条関係)							現行(旧)		
別表第1(第2条関係)							支払区分		
整理番号	補助金等の名 称	補助金等の 交付目的	補助事業者	補助事業経費の 範囲	補助率等	業者	補助事業経費の 範囲	補助率等	支払区分
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	坂井市 通学支援事業 費補助金	市立幼稚園、 小学校及び中学校 に係る保育者負 担の格差の 是正及び公 平性の確保 を図ること を目的とし て、公共交通 機関	別に定 める幼稚 園、小学校 及び中学校 に係る保育 者負担の 格差の 是正及び公 平性の確 保を図ること を目的とし て、公共交通 機関	定期乗車券の 購入による 経費	次に掲げるとおり とする。 (1) 公共交通機関 を利用する場合 に、ア 通学用定期 乗車券の利用 者については、 1月当たり1,60 0円(利用者負 担限度額)を超 える額	別に定 める幼稚 園、小学校 及び中学校 に係る保育 者負担の 格差の 是正及び公 平性の確 保を図ること を目的とし て、公共交通 機関	定期乗車券の 購入による 経費	次に掲げるとおり とする。 (1) 公共交通機関 を利用する場合 に、ア 通学用定期 乗車券の利用 者については、 1月当たり1,60 0円(利用者負 担限度額)を超 える額	イ 登下校のう ち片道の利用 者については、 1月当たり800 円(利用者負担
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	坂井市 通学支援事業 費補助金	市立幼稚園、 小学校及び中学校 に係る保育者負 担の格差の 是正及び公 平性の確保 を図ること を目的とし て、公共交通 機関	別に定 める幼稚 園、小学校 及び中学校 に係る保育 者負担の 格差の 是正及び公 平性の確 保を図ること を目的とし て、公共交通 機関	定期乗車券の 購入による 経費	次に掲げるとおり とする。 (1) 公共交通機関 を利用する場合 に、ア 通学用定期 乗車券の利用 者については、 1月当たり1,60 0円(利用者負 担限度額)を超 える額	別に定 める幼稚 園、小学校 及び中学校 に係る保育 者負担の 格差の 是正及び公 平性の確 保を図ること を目的とし て、公共交通 機関	定期乗車券の 購入による 経費	次に掲げるとおり とする。 (1) 公共交通機関 を利用する場合 に、ア 通学用定期 乗車券の利用 者については、 1月当たり1,60 0円(利用者負 担限度額)を超 える額	イ 登下校のう ち片道の利用 者については、 1月当たり800 円(利用者負担

度額)を超える 額	1 中学生につ いては、1月当 たり2,400円 (利用者負担限 度額)を超える 額	ウ 同月に兄弟 姉妹が利用す る場合におい て、利用する第 2子の利用者負 担限度額につ いては、ア又は イに規定する 利用者負担限 度額に0.5を乗 じて得た額と し、利用する第 3子以降につい ては補助対象 経費の全額と する。	(略)	(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

概算払い	
冬期間における市内小学校及び中学校の通学運行支援事業費補助金	冬期間に小学校補助事業経費から及び中学校の通次の各号に掲げる学において、市金額を差し引いたがスクールバス額とする。
小学校及び中学校の通学運行について、運行対象地区に係るスクールバスの運行について、市が運行する運行する事業者と表者とを代り、運行事業者へ委託契約0円として、実際に利用する月数を乗じた金額	運行対象地区に(1)小学生について対して、運行事業者は、1月当たり1,600円として、実際に利用する月数を乗じた金額
意団体を補助事業者とするスクールバス対象地区及び対象地区以外を含めて、保護者代表者が利用者の拡大を図ることを目的に運行事業者へ通学バスとして委託契約する場合、市が利用する児童生徒へ通学バス運行に	(2)中学生について は、1月当たり2,400円として、実際に利用する月数を乗じた金額 (3)同月に兄弟姉妹が利用する場合において、利用する第2子の利用料についでは、ア又はイに規定する利用料に0.5を乗じて得た額に、実際に利用する月数を乗じた金額

要する経費
について補助金を交付する。

別表第2(第3条、第5条関係)

補助金等の名称	補助金等交付申請補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	提出期限	事業完了後速やかに	(1)事業実績報告書 (2)収支計算書 (3)委託契約書の写し (4)その他市長が必要と認める書類
1 (略)	(略)	(略)	(1)事業実施計画書 (2)収支予算書 (3)補助対象者名簿 (4)その他市長が必要と認める書類	
2 ～ 3				

別表第2(第3条、第5条関係)

補助金等の名称	補助金等の名称	補助金等交付申請補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	提出期限	提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1 (略)	1 (略)	書類の名称	(略)	3	書類の名称	(略)	書類の名称

議案第31号

坂井市スクールバス運行管理要綱の制定について

坂井市スクールバス運行管理要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

平成28年12月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市スクールバス運行管理要綱

平成 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、坂井市立小学校及び中学校に通学の用に供するためのスクールバス（以下「スクールバス」という。）の運行管理について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 スクールバスを利用する児童及び生徒（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) スクールバスが定期に運行されている別表第1に掲げる校区の学校（以下「スクールバス運行学校」という。）に通学する者であつて、別表第1に掲げる対象地区に在住する利用者
- (2) 前号に掲げる者のほか坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたもの

(運行経路及び運行時刻)

第3条 スクールバス運行学校の学校長（以下「学校長」という。）は、登校日において登下校の際に運行するスクールバスの運行経路及び運行時刻を別に定め、教育委員会へ報告するものとする。

(利用申込)

第4条 利用者は、スクールバス利用申込書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

(乗車証)

第5条 教育委員会は申込内容を審査し、利用者に対して乗車証（様式第2号）を交付する。

2 利用者がスクールバスを利用するときは、乗車証を携帯しなければならない。

(利用料)

第6条 スクールバスの利用料は、別表第2のとおりとする。

(運行管理者)

第7条 スクールバスの運行管理者は、学校長とする。

2 運行管理者は、教育委員会及び運転者と緊密に連絡を取り、円滑なスクールバスの運行に努めるものとする。

3 利用者への乗車等に関する指導は、運行管理者が行うものとする。

(利用者の心得)

第8条 利用者は、運転者が車内の秩序維持及び安全運転のために行う業務上の指示に従わなければならない。

(運転者の責務)

第9条 スクールバスの運行に伴い、運転者は次の事項を遵守するとともに、その責務

を果たさなければならない。

- (1) スクールバスの運行業務を道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守し、交通安全に万全を期すとともに、利用者の安全に留意すること。
- (2) 運行路線内の状況及び停留所の状況について常に把握し、安全運行できるよう努めること。
- (3) 運行月報を翌月10日までに教育委員会に提出すること。

(事故報告)

第10条 運転者は、事故が発生したときは、負傷者等について速やかに応急手当を行い、直ちにその旨を警察署及び消防署等へ通報後、教育委員会及び関係する学校長に通報する。

- 2 運転者は遅滞なくスクールバス運行事故報告書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の通報を受けたときは、遅滞なく事実を調査しなければならない。

(業務の委託)

第11条 教育委員会は、スクールバスの運行に関する業務を委託することができる。

- 2 前項に規定する業務の委託における秘密の保持、スクールバスの点検整備その他運行の管理に関し必要な事項は、委託契約において定める。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1スクールバス運行対象地区

三国地区

校区	対象地区			
	小学校（幼稚園）		中学校	
	小学校低学年（1年～3年） 高学年冬期間（4年～6年） 1. 5km以上～2km未満地区	小学校全学年（1年～6年） 2km以上地区	中学校通年 4km以上地区	中学校冬期間（12～2月） 3km以上4キロ未満地区
三国南小校区		藤澤、池見、石丸、油屋、野中、玉ノ江、楽円、川崎	池見、石丸、野中	油屋、玉ノ江、川崎
三国北小校区				
雄島小校区		宿、新宿1丁目・2丁目、米ヶ脇、安島、崎、梶、浜地、グリーンハイツ	浜地、梶、崎、安島、マリンタウン崎	陣ヶ岡、米ヶ脇
加戸小校区	嵩、西谷、池上	覚善、覚善東、覚善2、運動公園、野山、運動公園3丁目、緑ヶ丘5丁目、水居、水居団地、美保、城ヶ原	池上、美保、城ヶ原	旭台、鴨池、平山
三国西小校区		新保、横越、米納津、下野、西野中、ニュータウン黒目、黒目、ペーブルタウン黒目、沖野々	横越、下野、米納津、沖野々、黒目、ペーブルタウン黒目、ニュータウン黒目、ポートタウン、西野中、山岸	新保

丸岡地区

校区	対象地区			
	小学校（幼稚園）		中学校	
	小学校低学年（1年～3年） 高学年冬期間（4年～6年） 1. 5km以上～2km未満地区	小学校全学年（1年～6年） 2km以上地区	中学校通年 4km以上地区	中学校冬期間（12～2月） 3km以上4キロ未満地区
平章小校区				
竹田小校区				
長畠小校区	下長畠、女形谷、赤坂、畠中、田屋、曾々木、豊原、石上、内田、舛田、小黒	里竹田、玄女、宇田、堀水、乘兼、千田、坪江、川上、山久保、竹田小学校区	里竹田、玄女、宇田、堀水、乘兼、坪江、川上、山久保、女形谷、竹田分校区	千田、赤坂、田屋、畠中、上長畠、下長畠
高椋小校区	高柳、高柳2区、牛ヶ島、一本田中、一本田、笛和田、舟寄新	舟寄1～5区、長崎、長崎新		舟寄5区、長崎新
鳴鹿小校区			新鳴鹿1～3丁目、上金屋、楽間、東二ツ屋、上久米田、近庄、六呂瀬、金元	為安、寄永、下久米田上、下久米田下
磯部小校区	宇隨、磯部福庄、反保、八丁、北横地1区	四ツ屋、今市、四郎丸、磯部島、磯部島2区、熊堂		四ツ屋
明章小校区		山崎三ヶ、大森、南今市、磯部島2区		山崎三ヶ

春江地区

校区	対象地区			
	小学校（幼稚園）		中学校	
	小学校低学年（1年～3年） 高学年冬期間（4年～6年） 1. 5km以上～2km未満地区	小学校全学年（1年～6年） 2km以上地区	中学校通年 4km以上地区	中学校冬期間（12～2月） 3km以上4キロ未満地区
春江小校区		大針、藤鷺塚		
春江西小校区	中庄	安沢		安沢
大石小校区	西長田、石塚、正善、木部西方寺	井向、春日野、取次、布施田新、定広、堀越、中庄（春日野）	井向、大牧、上小森、下小森、辻、堀越、木部西方寺、定広、正善、姫王、布施田新、取次	リリータウン、室町、石塚、西長田
春江東小校区	定重		定重	寄安、寄安全戸、中筋、中筋東

坂井地区

校区	対象地区			
	小学校		中学校	
	小学校低学年（1年～3年） 高学年冬期間（4年～6年） 1. 5km以上～2km未満地区	小学校全学年（1年～6年） 2km以上地区	中学校通年 4km以上地区	中学校冬期間（12～2月） 3km以上4キロ未満地区
東十郷小校区	河和田、福島、徳分田、夢咲の里（冬季のみ）	田島窪、御油田、長屋、長屋さくら台、東長田		
大関小校区	安光、上蔵、南蔵垣内、大味中、東中野、新大味、新東中野、大味下	花の町1丁目・2丁目	花の町1・2丁目、大味下	花の町1・2丁目、大味下、新東中野、新大味、東中野、大味中、大味春日、大味上、安光、閑中、小路、館、島田、上関
兵庫小校区	けやき野、相生	けやき野（冬期間のみ4,5,6年）		相生
木部小校区	東荒井、木部東（冬期間のみ）、蛸（冬期間のみ）	折戸、木部新保、清永、島	折戸、木部新保、清永、島、木部東、東荒井、蛸、高柳、今井	折戸、木部新保、清永、島、木部東、東荒井、蛸、高柳、今井

別表第2（第6条関係）

利用料（月額）

区分	利用料	要件
小学生 1人あたり	1,600円	同月に兄弟姉妹が利用する場合において、第2子の利用者の利用料は、本来負担する利用料に0.5を乗じて得た額とし、第3子以降の利用者については無料とする。
中学生 1人あたり	2,400円	

議案第32号

坂井市通学バス運行支援事業費補助金事務取扱要領の制定について

坂井市通学バス運行支援事業費補助金事務取扱要領の制定について、次のとおり承認を求める。

平成28年12月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

議案第33号

坂井市通学支援事業費補助金事務取扱要領の一部改正について

坂井市通学支援事業費補助金事務取扱要領の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成28年12月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

議案第34号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成28年12月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫